

漢代における序文の體例

—『説文解字』絞「絞曰」の解釋を中心に—

内山直樹

はじめに

書物に序文を附す習慣は、戰國最末期に起り、漢代に盛んとなつたらしい。ほぼ年代順に、呂不韋『呂氏春秋』序意篇（秦王政八年〔前二三九〕）、『易』序卦傳（文景期）、劉安『淮南子』要略篇（武帝建元二年〔前一三九〕）、「書序」（武帝期以前）、司馬遷『史記』太史公自序（武帝天漢四年〔前九七〕ないし後元二年〔前八七〕）、桓寬『鹽鐵論』雜論篇（宣帝期）、劉向『絞錄』（成帝河平三年〔前二六〕ないし綏和元年〔前八〕）、揚雄『法言』序（平帝元始元年〔二〕ないし王莽天鳳五年〔二八〕）、班固『漢書』敍傳（章帝建初年間〔七六一八三〕）、王充『論衡』對作篇ならびに白紀篇（章帝建初六年〔八一〕ないし和帝永元八年〔九六〕）、許慎『説文解字』絞（和帝永元十二年〔一〇〇〕）以下の例を數える。

この時期における序文の興起は書物文化の發達と密接な關係を有する。一般に形成過程の複雑な戰國諸子の書とは一線を畫し、一人の監修者の主導のもとに集中的な編纂を見た『呂氏春秋』と『淮南子』この兩書に序文の「ぐく早い例が認められる」とは偶然ではない。さらに個人著作の嚆矢ともいべき『史記』に至り、いわゆる「自序」すなわち作者の自撰に係るのみならず作者の自傳をも兼ねる序文が出

現する。書物の存在様態を一變させた劉向の群書校定には各書の「絞錄」の執筆が不可缺の作業工程として附隨した。「書序」や『易』序卦傳も該書のテキストの定着に多大な影響を與えたものである。⁽²⁾

したがつて漢代の書物文化を考える上で序文は格好の題材を提供する。しかしその體例はきわめて多様である。その呼稱からして一様に「序」の名を冠しているわけではない。題名に「序」字が含まれる場合でも、「序卦」「書序」「太史公自序」といった呼稱の初見は兩漢の際にくだる。⁽³⁾『呂氏春秋』序意篇もいつごろからその名で呼ばれるようになつたのか不明である。

そこで、まずは「序」と呼ばれる文章の體例を明らかにすることが先決となる。「序」の撰者たちは何をもつてそれを「序」と見なしたのか、それを知ることが小論の課題の一つである。その際に注目されるのが、『説文解字』絞、『漢書』敍傳および劉向「戰國策書錄」に見える「絞曰」または「其絞曰」ということばである。この種のことばは撰者自身が序文を「絞」と明らかに名指した痕跡であり、しかもそれが序文中の特定部分のみにかかるがゆえに、一層限定的にその序文觀を示すのである。この觀點をさらに推し進めれば、『史記』太史公自序に見える「序略」ということばにたどりつく。それは上記諸例

の先駆として「序」字の含意の理解に資するばかりでなく、それと「要略」の「」とき篇名との関係を窺わせる點でも重要である。⁽⁶⁾

ところが、『説文解字』絞における「絞曰」、『史記』太史公自序における「序略」、そは、古來定解を見ない衆訴の府でもある。よつて、兩者についていさかの考證を試みることが小論のいま一つの課題となる。實際、兩者をめぐる疑案は、漢代における序文の體例の變遷を考慮に入れてこそその解決を期し得るのである。

一、『説文解字』絞「絞曰」について

大徐本『説文解字』絞は上下巻に二分され、下巻の巻首に「絞曰」の二字が冠されている。それ以下、許沖「上説文解字表」の手前までの許絞の全文を次に示そう。

絞曰、此十四篇、五百四十部、九千三百五十三文、重一千一百六十三、解說凡十三萬三千四百四十一字。

其建首也、立一爲耑、方以類聚、物以群分、同條牽屬、共理相貫、雜而不越、據形系聯、引而申之、以究萬源、畢終於亥、知化窮冥。

于時大漢、聖德昭明、承天稽唐、敷崇殷中、遐邇被澤、渥衍沛滂、廣業甄微、學士知方、探噴索隱、厥誼可傳。

粵在永元、困頓之年、孟陬之月、朔日甲申、曾曾小子、祖自炎神、縉雲相黃、共承高辛、太岳佐夏、呂叔作藩、俾侯于許、世祚遺靈、自彼徂召、宅此汝瀆、竊仰景行、敢涉聖門、其弘如何、節彼南山、欲罷不能、既竭愚才。

惜道之味、聞疑載疑、演贊其志、次列微辭、知此者稀、儼昭所尤、庶有達者、理而董之。

（絞）以上十四篇、五百四十部、親字九千三百五十三、異體字千百六十三、解說全十三萬三千四百四十一字。

部首を立てるに當たっては、「一」部からはじめ、同部をまとめ、異部を分けて、諸々の部が共通性にしたがつて相ならぶようにする。部首は多種多様だが、その間にも秩序があり、字形によつて連絡しているので、それをたどつていけば萬物の根源にさかのぼることができる。そして最後の「亥」部に至り、變化の深奥をきわめつくすのである。

この偉大な漢帝國では、聖主の徳は明らかで、天命を奉じ唐堯に鑑み、崇徳を敷き中正に居り、遠きも近きも恩澤を被り、恵みが行きわたっている。學業を廣め、埋もれたものに光を當て、學問の士は進むべき道を知つた。奥深く隠された造字の意を探り、傳えることがかなうのは、いまを措いてほかにはない。

永元、子の年、正月、朔日甲申の日。遠い末流である私の祖先は炎帝にさかのぼる。縉雲氏は黃帝に仕え、共工は高辛氏を奉じ、太岳は夏禹を輔佐し、呂叔は周の藩屏となつた。許の地に封ぜられ、世々福を受けた。そこより召陵に移り、この汝水のほとりに居を定めた。大道を望み、聖人の門に足を踏み入れてみると、その何と大きなことか、かの南山の偉容にも比せられよう。やめようにもやめられず、才力のすべてを盡くした。

斯道の大旨を愛惜するあまり、疑わしき舊聞も疑わしきままに載せ、卑見を加えて、細々と説解をつづる。この道に通じた人は少ないが、あるいは私の罪過が明らかであれば、通人があらわれて是正してくれるのを望む。）

二字は舊本では下文「此十四篇」の上にあつたが、いま考定してここに移す。『左傳』宣公十五年の正義に「說文序」を引いて「倉頡之初作書」といっているのがその證據である。

云の一節を「說文序」の文言として引用している以上、唐代以前のテキストにおいては「敍曰」の二字は上巻をも覆つていたはずだといふのである。もちろんここには上下巻を合してこそ「說文」敍であるとする、當然といえば當然の認識が前提となつてゐる。ところが轉じて小徐本を見ると、やはり大徐本と同じ箇所で許敍を分かち、こちらは下巻の巻首に「後敍曰」の三字を冠しているから、話はややこしい。

この問題については實にさまざまな説明が試みられている。王筠は

『說文』敍は元來切れ目のないひとつづきのものであつて、大徐本の「敍曰」は後人の妄増に係り、小徐本の「後敍曰」はさらに増益を重ねたもの、段氏の處理は不要であると断じた。他方、嚴章福は段氏によつて上巻の巻首に「敍曰」の二字を補うとともに、下巻の巻首には小徐本の「後敍曰」をとどめ、『說文』敍が前後二序からなるとする認識を示した。これよりさき、王鳴盛も『說文』に前後兩序ありとする説を唱え、前序は下筆の當初にあらかじめ構想を記したものであつて、後序こそがその文中にいう「永元困頓」の年に書かれたものであるとしていた。桂馥は大徐本に手を加えず、「此敍、敍十四篇之目也」というのによれば、「敍曰」二字を直後の「此十四篇」より「畢終於亥、知化窮冥」に至る部分にかけるのであらう。鈕樹玉が段注に對し「正義がこの文を引くとすれば『序』としか呼びようがない。許慎の序はそれとは別に後にあつてかまわない」といつてゐる。許慎の序はそれとは別に後にあつてかまわない」といつてゐる。

は、なかなかに段氏の急所をつくものといえよう。⁽¹⁾

實のところ、許慎がそれを書いた時點ではどうあれ、晚くとも二徐の本が成る前夜までに「敍曰」または「後敍曰」の位置がかく定まつてゐたことは疑い得ない。そのことはほかならぬ二徐がともにこの箇所で巻を分けたという事實によつて明らかである。

『說文』は後漢の安帝建光元年（一二二）に奏された許沖「上說文解字表」に「凡十五卷」とされて以來、『隋書』『舊唐書』『新唐書』の各志にも十五卷と著録されるが、唐の代宗大曆年間（七六六—七七九）に至り、李陽冰によつて三十卷、一説に二十卷の書物に改編され、二徐の本もともに三十卷からなる。序が一巻に分かれたのは二徐以前のいつのことが判然としないが、早くとも開元年間（七一三—七四一）以前にはさかのぼるまい。

いま二徐の分巻の理由を考えるに、大徐本の末に附す徐鉉等の進書表に「其書十五卷、以編秩繁重、每卷各分上下、共三十卷」とはいうものの、單純に紙幅の多寡のみによるとは考えられない。小徐本（祁嵩藻本）について見ると、卷二十九の二十二葉に對し卷三十はわずかに四葉と著しく均衡を缺いてゐる。このように分けたのはそこに明らかな標識があつたためで、それは「敍曰」または「後敍曰」を描いてほかにはあるまい。

したがつて問題は、この種の語が許慎の原敍にすでに存在したか否か、存在したとすればそれは「敍曰」と「後敍曰」のいずれか、といふ點に存するが、これについて留意すべきは、『說文』敍とほぼ同時代において、序文の中間に「敍曰」をさしはさむ例がほかにも認められることがある。『漢書』卷一百下敍傳トの文中に「其敍曰」とあるのがそうである。またやや早くには、劉向の撰した諸敍錄のうち「戰

國策書錄」の文中に「敍曰」と見える。「例は『說文』敍をめぐる如上の問題にも何らかの示唆を與えはしまいか。まずは前者について考えてみたい。

一、『漢書』敍傳「其敍曰」について

『漢書』敍傳を上下二卷に分けたのは、篇題下の注に「師古曰、自敍漢書以後分爲下卷」とあるのから知られるように、顏師古である。⁽¹³⁾この注はまた分巻が内容のちがいにもとづくことをも告げている。すなわち上巻が班固の自傳であるのに對し、下巻はもっぱら『漢書』について述べたもので、内容に明らかな區別がある。

その下巻の、

故探簷前記、綴輯所聞、以述漢書、起元高祖、終于孝平王莽之誅、十有二世、二百三十年、綜其行事、旁貫五經、上下治通、爲春秋考紀、表、志、傳、凡百篇。
(そこ)で先人の記錄を尋ね選び、聞き及んだことがらを拾い集めて、『漢書』を撰した。高祖にはじまり、平帝そして王莽の誅滅に至る、十二代、二百三十年につき、その間の成事を網羅し、ひろく五經に照らし合わせ、お上のことから下々のことまでを兼ね論じて、春秋考紀、表、志、傳を作った。全百篇。)

と『漢書』のあらましを述べた後に、問題の「其敍曰」三字があらわれる。これにつづくのはいわゆる「述」、顏師古のことばを借りれば「敍曰」であつて、高紀より敍傳に至る『漢書』百篇の作成意圖をほぼ一篇ごとに有韻の文でつづって、巻を終えるのである。

したがつて「」での「其敍曰」の役割はきわめて明白である。それは「敍曰」を引き出すのである。班固は敍傳中に父彪の「王命論」や

自身の「幽通賦」「答賓戲」を引用するに際し、「こと」とく「其辭曰」と冠している。「其敍曰」もかたちの上ではそれと何ら変わらない。上記の「王命論」以下の諸作品は敍傳の地の文の合間にあたかも島嶼のことに浮かんでおり、その點では「敍曰」も同様である。つまり敍傳中にあって「敍曰」は獨立した一つの作品をなしており、それこそが「敍」と呼ばれる當のものであるといえよう。

では、班固が眞正な意味での「敍」と見なすこの「敍曰」には、いかなる文體的特徴が認められるだろうか。既述のように二點を擧げることができる。一つには「述某紀（表、志、傳）第幾」の形式によつてしめくくられる篇序の累積からなり、全體として『漢書』百篇の構成を一望のもとに示す、要は目次の性格を有する點、いま一つには基本的に四言の韻文である點である。

この二點につき、前節に示した大徐本『說文』敍「敍曰」以下との比較を試みよう。一見して顯著なのは第二の點における類似性である。「敍曰」の直後の一段を除き、残りがすべて四言の韻文に係ることは論を待たない。しかもそれはふんだんに典故をちりばめた、駭詠を凝らした美文であり、その點でも『漢書』の「敍曰」と揆を一にする。假に大徐本の「敍曰」が許敍の眞を傳えていたとすれば、上記の事實は許慎と班固とが「敍」なる文體に關して何ほどか共通する了解を抱いていたことを意味しよう。『漢書』敍傳の「其敍曰」は、特に技巧を用いた作品にしてはじめて「敍」の名に値するという認識を示しており、この認識を許慎が共有していたと想像することは不可能ではない。許慎が『說文』敍のうち後半の韻文部分にこそ「敍」の名を與えたといふこともあり得よう。

つづく「此十四篇」云々の一節、さらに次の「其建首也、立一爲耑」より「畢終於亥、知化窮冥」に至る一節は、一部に始まり亥部に終わる『說文』五百四十部の構成原理を説いた箇所にほかならない。しかし、それをもって『漢書』の「敍目」との類似性を結論づけるのは早計である。

一體、『漢書』の「敍目」の「ご」とく篇序の累積からなる序文は、漢代には數多く見られるものである。『漢書』の「敍目」が範をとった『史記』太史公自序の後半部分がそうであり、また先には『法言』序、後には『潛夫論』敍錄があり、さらには「書序」もこの形式の序文であり、『淮南子』要略篇にも同様の部分が含まれる。⁽¹³⁾ それは一つの定型といつてよい。これに比べ、『說文』敍の上記の箇所は明らかに異質である。

加えて、『說文』敍にはこれとは別により目次と呼ぶにふさわしい箇所が存在する。ほかでもない、大徐本で上巻の末、ということはつまり「敍曰」の直前に置かれた、「一部」より「亥部五百四十」に至る各部首の小篆を列挙した部分がそうである。前節に桂馥の「此敍、敍十四篇之目也」なる言を引いたが、その「十四篇之目」とは實にこの部分を指していた。⁽¹⁴⁾ 『漢書』敍傳中の「敍目」に相當するものを『說文』敍中に求めるとすれば、むしろこちらではないか。

以上の二點はつまるところ根を同じくする問題だが、それについては後に述べることとし、あらためま一つの問題を指摘しよう。すなわち『說文』敍では、許慎の自傳、というよりは家譜といった方がふさわしい内容だが、それは「敍曰」より後に置かれている。第四段中の「曾曾小子」云々のくだりがそうである。したがつてそれは「敍」の一部を構成しており、自傳を「敍」から排除する『漢書』敍傳とは相

違する。

かくして、大徐本『說文』敍「敍曰」と『漢書』敍傳「其敍曰」との類似點、相違點がともに明らかになった。さしあたり、許慎は著作の末尾を飾るに足る美文をもって「敍」と目したのであり、ゆえに大徐本の「敍曰」は許慎の原意にそつと推測することはできる。しかし、この推測をより確實なものとするためには、如上の諸問題が説明を得なければならない。それは『說文』敍と『漢書』敍傳との體例のちがい、ひいては漢代における序文の體例の變遷にかかることがらである。

三、劉向「戰國策書錄」「敍曰」について

『說文』敍は大きく三つに分ける」とができる。第一に、冒頭より、前節に指摘した五百四十部の目次の手前に至る、文字學の源流を歷敍した部分である。この部分は質量とともに『說文』敍の中心的地位を占め、ときに韻文を交えつつも基本的には散文でかれている。そして第二に五百四十部の目次、第三に第一節に示した韻文部分である。二徐はともに第三の部分を分かつて下巻としている。それはこの部分の首に「敍曰」または「後敍曰」という標識となる語があつたためである。しかしこの處理は妥當だろうか。

いま大徐本について見るに、「敍曰」の直後の「此十四篇、五百四十部」は明らかに五百四十部の目次を承けての言である。既述のように、桂馥も「敍曰」二字の下に「此敍、敍十四篇之目也」と注記して、「目」「敍」の連續性を強調していた。とすれば、むしろこの二つの部分は一組のもので、その間に「敍曰」が插入されているのではないか。これは『說文』敍の體例にかかわる問い合わせであり、劉向の「戰國

策書錄」が格好の比較材料を提供する。

現存する劉向の諸敍錄のうち、文中に「敍曰」の語を有するのはひとり「戰國策書錄」のみである。「護左都水使者光祿大夫劉向言、所校中戰國策書」より「皆定、以殺青書、可繕寫」に至る校定の經緯の説明がすんだ後に、

敍曰、周室自文武始興、…。

とつづく。「敍曰」二字が書物の内容摘要としての正味の敍錄のはじまりをしるしづけるために挿入されていることは、「ごく見やすい」。

ところで、現在目にし得る「戰國策書錄」には本書の目次は含まれていらないが、「晏子書」「列子書」「孫卿書」諸敍錄の例から推して、元來冒頭に『戰國策』の目次が掲げられていたことはまちがいない。⁽²⁾ とすれば、はじめに定本の目次を示し、つぎに校定の經緯を説明して、その後にあらためて「敍曰」と置いて序文を開始するという一つの様式が歸納されよう。つまり、「條其篇目、撮其指意」『漢書』藝文志序)といわれるようだに、劉向の諸敍錄は基本的に目次と序文との二つの要素から構成されており、前者に對置されるものとしての後者の標識がときに「敍曰」ということばによって示されるのである。⁽²⁾

その様式は大徐本『說文』敍にきわめて近い。どちらにあっても、「敍曰」は目次の後を承けて序文を書き起^レすための措辭である。そこに認められるのは、目次と序文とは一對のものであり、兩兩相俟つて序目を構成するとする認識である。この種の序目は『漢書』の「敍目」とはまた別の一體をなす。『漢書』の「敍目」をはじめ、前節に挙げたが⁽²⁾とき篇序の累積からなる序文においては、目次と序文とは一爐に熔け合って分かち得ない。目次と序文との併設に係る序目の典型例は、その名も「目錄并序」と題された後漢獻帝期の荀悅『漢紀』

の序目に見られるが、「戰國策書錄」はその先駆をなす。『說文』敍もこの系譜に屬するものと考えてよいのではないか。とすれば、前節に指摘した『說文』敍と『漢書』の「敍目」との相違點のうち、前二者はかかる序目の二類型に根をもつことになる。⁽²⁾

とはいへ、『說文』敍と「戰國策書錄」とのあいだには看過し得ないちがいがある。「戰國策書錄」の「敍曰」以下は縦横家の源流を歷敍した文章で、ときに有韻の句を交えつつも基本的には散文で書かれている。つまり、それは『說文』敍の「敍曰」以下には似ず、むしろそれ以前の散文部分に似るのである。⁽²⁾ この點をどう考えるべきか。

おそらく、それは許慎がおのれの「敍」に何を託したかという問題である。自著に附した許慎の序文と、校定した書物に添えた劉向の序文とでは、その執筆の動機に大きな懸隔があるはずである。『說文』敍の「敍曰」以下の部分には日附や自身の世系といった要素が含まれる。このことは、許慎が自著の完成を記念し、それをおのれの家學として世に問い合わせ、あるいは後代に傳えるという役割を「敍」に託したことを意味している。そしてその効果をより大ならしむるために、許慎は「敍」を整った韻文へと彫琢したのである。⁽²⁾

許慎は、文字學に關する學的敍述についてはこれをいわば『說文』の總論として目次の前に繰り上げ、「敍」にはあらためて別のものを充てた。それはより主觀的な動機から書かれた文章であり、許慎はそれをもって卷を終えることを望んだのである。⁽²⁾

四、『史記』太史公自序「序略」について

以上により、第二節に指摘した『說文』敍と『漢書』敍目との相違點のうち、前二者は説明を得た。殘る一點、すなわち「敍」と自傳と漢代における序文の體例

の關係については、廣く漢代における序文の體例の變遷を視野に收め

る必要がある。その端緒を『史記』太史公自序に求めたい。

『漢書』卷六十二司馬遷傳の前半は基本的に太史公自序を錄載したものであり、班固も「遷之自敍云爾」と明記している。これにより、晚くとも後漢明章期には太史公自序を「自敍」と呼ぶ習慣のあつたことが知られるわけだが、それが固有名詞というほどに熟した呼稱であつたかというと、疑問もある。というのも、卷八十七下揚雄傳下にも「雄之自序云爾」と見え、兩者の表現は一律であり、つまるところ「自敍」⁽²⁸⁾とはある一類の文獻の總稱にすぎないとも考えられるからである。

これに先立ち、褚少孫は太史公自序を「太史公之列傳」「太史公之傳」等と呼んでいる。『史記』三王世家、龜策列傳に附す褚先生の補論にそれぞれ「好覽觀太史公之列傳 傳中稱 三王世家 文辭可觀」「竊好太史公傳 太史公之傳曰 三王不同龜 四夷各異卜 然各以決吉凶 略闡其要 故作龜策列傳」とあるが、いずれも太史公自序の文言を引用している。⁽²⁹⁾これによれば、前漢元帝期には太史公自序即太史公列傳とする認識が存在した。⁽³⁰⁾このことは、司馬遷自身太史公自序を『史記』七十列傳中の「第七十」として位置づけている以上、當然なりゆきでもある。

ところが、司馬遷はかく太史公自序を七十番めの列傳として遇する一方で、それに特別の意義を認め、さらには特別の呼稱まで與えていた可能性がある。

太史公自序の末尾近くに、

凡百三十篇、五十二萬六千五百字、爲太史公書。序略、以拾遺補
蓺、成一家之言。厥協六經異傳、整齊百家雜語、藏之名山、副在

京師、俟後世聖人君子。第七十。

(全百三十篇、五十二萬六千五百字、『太史公書』を作る。序略
は、それによつて遺漏を補い學術を裨益し、一家の言を成就す
る。經說の異同を折衷し、諸家の多彩な議論を整理し、その書を
名山に藏し、副本を都に傳え、後世の聖人君子を待とう。第七十。)

という一節がある。浩瀚な「太史公書」の完成を宣言し、その眞價の發揮を後世に望んだくだりだが、ここで「序略」の二字は、その句讀も含め、古來定解を見なかつた。

これについて、つとにわが中井履軒は、董份の「序略、句」との句を承けて、「序略 卽自序也」と喝破していた。⁽³¹⁾近時、王叔岷氏は次のようにいう。

ここは「爲太史公書序略」を一句として讀むべきである。つまり、「太史公書」の要略を序すということである。『淮南子』の末尾に要略篇があり、やはり全書の要略を序したものである。「爲太史公書序略」を一句とするという見解には疑問もある。直前の「凡百三十篇、五十二萬六千五百字」を承けているとすれば、ここはやはり「爲太史公書」で句を切つた方が落ち着くからである。しかし「序略」二字の解釋は傾聽に値する。

王氏も言及する『淮南子』要略篇は、太史公自序に半世紀ほど先立つて成った序文である。その内容は豊富で、該書の全體ひいては廣く書物一般を論じる總序にはじまり、各篇の篇目および篇序、また篇次の意義づけ、さらには先行諸家の教説への批評ならびに本書の價值の宣揚に及ぶ。⁽³²⁾が、これら諸要素のうちでも量的にもっとも大きな割合を占めるのが『淮南子』二十篇の篇序を列ねた部分で、實に全體の半ば近くに達する。篇題下の許慎の注に、

凡鴻烈之書二十篇、略數其要、明其所指、序其微妙、論其大體。『鴻烈』の書、全二十篇につき、概要を數え上げてそれぞれのいわんとするところを明らかにし、微妙な論點を述べ、大本の道理を論じる。)

とあるが、かく「要略」の名を「略數其要」と訓釋しているところを見ると、許慎はその命名の由來を、とりわけ上に指摘した篇序の累積からなる部分に歸したらしい。それは理由のないことではない。

比較のために、いま一つ「略」字を篇名に用いた例として『荀子』大略篇を擧げよう。「大略」の名はおそらく前漢前半期にはすでにあつたものと思われる⁽³³⁾が、その篇題下の楊倞の注に、

此篇蓋弟子雜錄荀卿之語、皆略學其要、不可以一事名篇、故總謂之大略也。

(一)の篇はおそらく弟子が荀卿の語をあれこれと採録したもので、いずれもその要點を擧げ、一つの主題によつて篇を名づける」とができない。だからまとめて「大略」と呼ぶのである。)

とある。楊倞のいうように、大略篇は、多くは簡潔な表現からなる敘説の要諦や禮の小節、先人の言などを、箇條書き風に集めたもので、ときに他篇と重出するものを含む。楊倞がその篇名を「略學其要」と訓釋した用意は、先の許慎とほぼ共通する。

以上から推すに、「略」とは概括性のみならず條列性をも含意する名である⁽³⁴⁾。そしてこの條列性こそは、「略」と「序」とを連絡する重要な線索なのである。

既述のように、「序」の名をもつて呼ばれる前漢期の文献は皆無ではないが、大抵その呼稱を當初からのものと見なすべき確證に缺ける。そのなかにあって、『荀子』王制篇の序官章は、先の大略篇と同

様、おそらく前漢前半期にはすでにその名を得ていたものと思われる。それは冒頭に「序官」の二字を冠し、以下に種々の官名とその職掌とを列挙した、計四百四十字からなる一章だが、そのうちの大師の職掌が同書の樂論篇に「其在序官也曰」云々として引用されていることから、「序官」なる舊題の相當に古くから行われていたことが知られるのである。

この序官章はもとより條列性をそのもつとも顯著な特徴とする文獻であり、このことは「次第」という「序」字の基本義にもかなう⁽³⁵⁾。『易』序卦傳の命名の意もそこからただちに類推されるものであつて、「序卦」とは六十四卦を列序する意にほかなるまい。ひいては「書序」が「序」の名を得た所以も、同様にその條列性に求め得るのではない。『書序』の名に言及したもっとも早い例の一つである『法言』問神篇のくだりは、次の(二)とくである。

或曰、易損其一也、雖憲知闕焉。至書之不備過半矣、而習者不知。惜乎、書序之不如易也。曰、彼數也、可數焉故也。如書序、雖孔子亦未如之何矣。

(ある人はいう、「『易』が一卦を缺けば愚者でも足りないことはわかる。『書』の亡佚は半數以上に及ぶのに、日々誦習している人々ですらそのことを理解していない。殘念なことだ、『書序』が『易』のようなわけにいかないのは」。私はいう、「卦の總數は計算で導き出せるためである。『書序』に至っては、たとえ孔子でもどうすることもできまい」。)

兩漢の際に「書序」に課されていた役割の一つが、その條列性により、「書」のあるべき篇數を規定するにあつたことを示唆する一節といえよう。

前漢前半期、文獻の名としての「序」「略」の含意は「以上」のとくであった。太史公自序における「序略」二字もかかる含意を共有しているとすれば、それは太史公自序それ自體を指したもの、とりわけその後半の『史記』百三十篇の篇序を列ねた部分に主意を置いたものと見るのが妥當ではないか。⁽²⁸⁾

そもそも如上の議論の發端は、司馬遷みずからが太史公自序に確たる名を與えていない點にあつた。太史公自序を除く『史記』百二十九篇の名はすべておののおのの篇序に「作某本紀（表、書、世家、列傳）第幾」と見えるが、ひとり太史公自序のみはそうではない。しかし以上の推論にしたがえば、明示的でないとはいへ、司馬遷は太史公自序に對し二様の呼び方を示唆していたといえる。一つは「太史公列傳」であり、いま一つは「序略」である。兩者は片や前半の自傳部分に、片や後半の序目部分に力點を置いた名である。換言すれば、それらは七十列傳の一にして『史記』一書の序目でもあるという太史公自序の二面性に根差した名なのである。⁽²⁹⁾

「」でふたたび『漢書』敍傳について考えてみたい。事情が以上のようであれば、班固はその序文觀において司馬遷を忠實に踏襲しているといえる。班固は司馬遷と異なり、敍傳の名をその篇序に明記している。「述敍傳第七十」とあるのがそうである。ここで「傳」の一字は、「述某傳第幾」という衆傳の例にならって添えられたものにほかなりない。「これに對し「敍」とは、第一節に述べたように、「其敍曰」以下の「敍目」を指す。つまり、「敍傳」なる篇名は、「傳」にして「敍」というその二重の性格を端的にあらわしている。その用意は司馬遷と同じである。その際、兩者のいづれにおいても、「序」とは衆篇の篇序を列ねた序目の謂いなのである。

ところが班固はその一方で、本節冒頭に述べたように、太史公自序を「自敍」と呼んでいる。「自敍」とは、班固とほぼ同時代の王充の『論衡』自紀篇とも同旨の名であり、おおよそ自傳という意味へい。が、「敍」の一字が鍵となつて、それは容易に序文という意味への読み換えを許すのである。「ここにおいて「敍」の名の含意はいささか曖昧なものとならざるを得ない。先に『史記』太史公自序や『漢書』敍傳に認めたところでは、「序」「敍」は「列傳」「傳」に對立する。後者が自傳部分に由來するのに對し、前者は序目部分に由來するのである。ところが「自敍」なる呼稱においてはかかる對立は存在しない。元來、條列性によって特徴づけられる文獻、より限定的には衆篇の篇序を列ねた序文に對する特稱であった「敍」の名が、もはやそれに限らず、自傳をはじめとする種々の文體を包攝しつつあつたと見るべきであろう。

これと表裏して、同じく『漢書』中、次の二つの箇所が注目される。まず、卷八十七下揚雄傳下に『法言』序を引用するに際し、「法言文多不著、獨著其目」といっている。『法言』序は『法言』十三篇の篇序を列ねたものだが、それを「敍」と呼ばずに「目」と呼ぶのは、すでにこの種の文體が「敍」なる文體を代表するものではなくなっていたためだろう。「敍」の名はもはや條列性という意味合いを薄め、篇序の累積からなる序文は「目」の亞種と見なされるに至ったらしい。もとより、この「目」は劉向の敍錄について「條其篇目」（『漢書』藝文志序）といわれていたものと同じである。前節に述べたように、劉向の諸敍錄においては目次と序文とが併設され、その場合の「敍」とは學術の源流を歴敍したもので、すでに條列性とは無縁であった。その流れを承けて、篇序の累積からなる序文を「敍」よりも

しろ「目」に屬せしめる傾向が生じたものと思われる。⁽¹⁾

次に、藝文志六藝略書類小序に「凡百篇、而爲之序、言其作意」とある。ここに示された「書序」觀は先の『法言』問神篇とは對蹠的である。すなわち「書序」全體の條列性ではなく、個々の篇序に認められる該篇の作意を述べるという性格に着目しているのである。遠くさかのばれば、「書序」は元來、『書』の個々の篇についてその本事を説いた注記の集積されたものであつたと考えられ、その限りでは如上の見方は異とするに當たらない。⁽²⁾「言其作意」とは決して「序」の名を訓釋した語ではない。しかしこれを承けて、後に偽孔安國『尚書序』が「書序、序所以爲作者之意」と記すに及んでは、「序」の名の含意は一變している。かく「序」字をただちに作意を述べる意に解したことと、「書序」を割裂して各篇の首に冠したこととは、一事の表裏である。上引の漢志の一文は、かかる傾向をすぐにも惹起しかねないものであった。後漢末、『釋名』釋典藝には「絞」を「杼也、杼泄其實、宣見之也」と訓ずるが、書物の内容や著述の意圖などの「實」を抽出して示すものが「絞」であるとする觀念は、すでに支配的となつていたと想像される。

かくして「絞」の名は、書物の末尾に附して自傳や作意を述べる文章の總稱へと轉化していったらしい。許慎の「絞」はまさしくかかる背景において誕生を見たと考えられる。

おわりに

以上を要約するに、通常『說文』絞と呼び習わされている文献中、許慎が眞正な意味での「絞」と見なしたのは、末尾の一小部分にすぎないと考えられる。それは五百四十部の目次に後續し、韻文のうちに

該書の構成原理、漢朝への頌辭、日附、自身の世系、述作の經緯などを織りこんだものである。

元來、「絞」の名は條列性を含意し、主として衆篇の篇序を列ねた序文を指したらしい。そのことは『漢書』絞傳の「其絞曰」にもっとも明らかだが、つとに『史記』太史公自序の「序略」にその先蹠が認められ、『易』序卦傳や「書序」の名もこの系譜に列なるものと考えられる。ところが、劉向の絞錄によつて序目の別の一體、すなわち目次と序文との併設に係る序目が確立すると、「目」に對しそれに後續する文章を「絞」と呼ぶ場合が生じた。『戰國策書錄』の「絞曰」がその例である。その結果、篇序の累積からなる序文の扱いに變化が兆し、その條列性のゆえに「絞」ならぬ「目」に比定されたり、逆に序文全體の條列性よりも、個々の篇序に認められる該篇の作意を述べるという性格に重きが置かれた。『自絞』といふ呼稱においては自傳と序文とが一に合し、他方、「絞」を書物の最後を飾るにふさわしい美文に彫琢しようとする傾向も伏在していた。これらの流れの合流する地點に、『說文』絞の「絞曰」を位置づけることができるようと思われる。

注

- (1) 諸篇の成立年推定の根據は以下のとおりである。まず『呂氏春秋』序意篇および『說文』絞は文中に日附が明示されている。前者の日附がいつを指すかについては異説もあるが、筆者の卑見は拙稿「序文、日附、署名—『呂氏春秋』序意篇について」(『中國哲學研究』第十三號、東京大學中國哲學研究會、一九九九年)附論に示した。また『淮南子』要略篇、『鹽鐵論』雜論篇、『漢書』絞傳は、それぞれ『漢書』卷

四十四淮南王傳、同卷六十六公孫劉田王楊蔡陳鄭傳贊、『後漢書』列傳第三十下班固傳の記事から推定される該書の成立年をもって代えた。

『易』序卦傳は、『淮南子』繆稱訓および『韓詩外傳』卷八に引用例が存在する反面、文帝期の書寫に係るとされるいわゆる『帛書周易』に序卦傳を缺くという状況から見て、ほぼその間の成立かと疑われる。

『書序』は、夏殷周三本紀をはじめ、『史記』の諸所にその文言が用いられていることから、そのころまでに原形がかたちづくられていたものと考える。『史記』太史公自序は、文中に天漢三年（前九八）の李陵の禍への言及があり、かつ武帝を「今上」と稱していることから、武帝期末の作と推定する。劉向『敍錄』は、校書の詔の下った河平三年（前二六）を上限とし、劉向の卒年を下限とする（劉向の卒年は『漢書』補注）。卷三十六楚元王傳附向傳「卒後十三歲而王氏代漢」句下の補注に引く錢大昕の説による。なお、『古史辨』第五冊に收める錢穆『劉向欽父子年譜』を参照）。『法言』序は、『漢書』卷八十七下揚雄傳下の記事の次第により、その起草を哀帝末年（前一）の「解嘲」の成立に後れるものとし、揚雄の卒年を下限とする。『論衡』の二篇については、對作篇に名の舉がっている驗符、恢國兩篇の文中に建初五年（八〇）の史實への言及が認められること、また自紀篇の文中に「年漸七十」と見え、王充七十歲は永元八年（九六）に當たる」と、この二點を斷限の根據とした（黃晖『論衡校釋』附編二「王充年譜」を参照）。

(2) 上掲拙稿第四章第二節を参照。

(3) 「序卦」の名は『漢書』藝文志六藝略易類小序に、また「書序」の名は『漢書』律曆志下に引く劉歆「世經」や揚雄『法言』問神篇に見える。ただし、『史記』孔子世家の「序家繫象說卦文言」、同三代世表序の「序尚書」の兩「序」字が、それぞれ序卦傳、「書序」を指さないものとする。なお、注(1)に指摘した『淮南子』繆稱訓および『韓詩外傳』卷八に見える序卦傳の引用は、それぞれ「易曰」「孔子曰」の語を冠している。『太史公自序』の名については第四節を参照。

(4) 序意篇題下の舊校に「一作廉孝」とあり、篇名に關する傳承の亂れを窺わせる。

(5) 漢代において「序」「敍」「二字の用法に分明な區別があつたとは思われない。『漢書』一書について見るに、司馬遷、揚雄の「自序」は、片や「自敍」、片や「自序」と書かれ（各本傳）、「書序」についても「書序」「書敍」の二様の表記が混在している（前者は律曆下、禮樂、五行中之下、地理下の各志、後者は儒林傳に見える）。

(6) 分段は志村和久「說文解字敍について」（『諸橋博士古稀祝賀記念論文集』大修館書店、一九五三年）による。各段の末句において換韻がまた今本『逸周書』は逸篇も含め七十篇からなる、それが序に當たるすれば、いざれも前漢末には存在していたことになる（王引之『經

義述聞』卷七「毛詩經二十九卷」條、および『四庫全書總目』卷五十「逸周書十卷」條を参照）。ただしその成立事情にはなお不明な點があり、いまは注のかたちを借りて指摘するにとどめる。また『莊子』天下篇や『荀子』堯問篇も序文と見なされる場合があるが、兩者は該書への言及をほとんど含まず、序文の列に加えるには不十分と考える。

なお、漢代の序文を包括的に扱った近年の論文に、嘉瀬達男「秦漢期の序と著作のあり方」（樟蔭女子短期大學紀要 文化研究）第十三號、一九九九年、同「序からみた秦漢期の著作」（學林）第三十一號、一九九九年）、古勝隆「後漢魏晉注釋書の序文」（東方學報 京都）第七十三冊、二〇〇一年掲載豫定）があり、多くの示唆を得た。

行われている（同上、四三三頁）。

(7) 原文は「同牽條屬」だが、小徐本によつて改めた。

(8) 段玉裁『說文解字注』卷十五上「敍曰」二字下の注。

(9) 桂氏の説については後にふたたびよれる。

(10) 諸説はそれぞれ王筠『說文句讀』、嚴章福『說文校議議』、王鳴盛『蛾

術編』、桂馥『說文解字義證』、鈕樹玉『段氏說文注訂』に見える（い

ずれも丁福保編『說文解字詁林』所引による）。

(11) 三十巻とするのは後蜀の林罕『字原偏旁小說』序（謝啓昆編『小學

考』卷十二所引による）他、二十巻とするのは『崇文總目』である。なお、周祖謨『許慎及其說文解字』、同『李陽冰篆書考』（いずれも『問

學集』、中華書局、一九六六年、所收）を参照。

(12) 大徐本（一篆一行本）では卷十五上が十葉、下が八葉とそれほどの差はないが、これは下巻に徐鉉等の進書表が附載されているためである。

(13) 中華書局編集部『漢書出版說明』（點校本『漢書』卷前、一九六〇年）。

(14) その呼稱については、福井佳夫『班固の「漢書述」について』（中

京大學文學部紀要 第三十一卷第一號、一九九六年）を参照。

(15) 「漢書」の「敍目」が隨所に經書の文言を織りこんでいることは顏師

古の注を一瞥すればわかるが、指摘に及んでいない場合も多々ある。

『說文』敍の韻文部分では、とりわけ『易』繫辭傳の語が縦横に活用さ

れている。

(16) 序文を韻文でつづった先例はつとに『呂氏春秋』序意篇に見られる。

(17) 阿辻哲次氏によれば、五百四十という部首の數は『易』の老陽の數

九と老陰の數六との積にもとづく（『漢字學』—『說文解字』の世界』、東海大學出版會、一九八五年、一六四頁）。「其建首也」から「知化窮冥」に至る十二句のうち、實に五句までが『易』繫辭傳を典據としており（志村上掲論文、四二四—四二五頁）、この箇所は五百四十部の排列を『易』によって意義づけたものと見ることができる。

(18) 「これら篇序の累積からなる序文については、嘉瀬達男「秦漢期の序

と著作のあり方」（注（1）所掲）に詳しい。なお、『易』序卦傳は篇

序を列するよりむしろ六十四卦の排列を意義づけることに重點がある

が、やはり條列性を特徴とする。また『淮南子』要略篇には目次、篇

序、篇の排列の意義づけという三要素が顔をそろえている。

(19) この部分の首行「說文解字第一」六字下の義證に引く余蕭客の説に「許慎說文目」と明言されている。

(20) 今本「管子書錄」「韓非子書錄」も目次を缺いている。

(21) なぜ「戰國策書錄」だけが「徐曰」の語を有するのかはよくわからぬ。現存する他の敍錄はいずれも諸子の書に對するものであり、その内容は事實上作者の傳であるためとも考えられるが、劉歆の『上山海經表』にも「敍曰」の語は見えず、十分な理由とはならない。あるいは「戰國策書錄」のみは「某人者」「山海經者」のごとき發語を置かないでの、代わりに標識となる語が要求されたのかもしれず、また後述するように縱橫家の學術の源流を歷敍するというその内容が、特に「敍」の名にかなうと判斷されたのかもしれない。

(22) これら序目の二類型を、嘉瀬達男氏は「一方から他方へと蛻化したものが、分離して『漢紀』目錄并序のごとき體裁となり、ついには獨立した目次、序文となるに至つたとするのである。兩漢期の序文が通常卷後に置かれるのに反し、『漢紀』目錄并序が卷頭に掲げられていることのとする。元來、篇序のかたちをとつて序文中に包攝されていた目次

た後、序文を韻文でつづった先例はつとに『呂氏春秋』序意篇に見られる。阿辻哲次氏によれば、五百四十といふ部首の數は『易』の老陽の數九と老陰の數六との積にもとづく（『漢字學』—『說文解字』の世界』、東海大學出版會、一九八五年、一六四頁）。「其建首也」から「知化窮冥」に至る十二句のうち、實に五句までが『易』繫辭傳を典據としており（志村上掲論文、四二四—四二五頁）、この箇所は五百四十部の排列を『易』によって意義づけたものと見ることができる。

なお、獨立した目次も古くからあつたらしく、その形制は一九七二

年に山東省臨沂銀雀山一號漢墓より出土した二枚のいわゆる「篇題木牘」から窺うことができる。これらは本篇の竹冊またはそれを収めた書巻に繩で縛りつけられていたと推測され（銀雀山漢竹簡整理小組編『銀雀山漢墓竹簡』〔壹〕）、「文物出版社」、一九八五年、「銀雀山漢墓竹簡情況簡介」六頁）、後世の目録題簽のようなものである。したがつてそれらは書物の本體に屬さず、篇序の累積からなる序文に比してはるかに副次的なものでしかない。

(23) それは『漢書』の諸表、諸志、諸雜傳の序とも同類の文章である。『說文』絞と『漢書』藝文志小學類小序とのあいだに密接な關係のあることはよく知られている。段玉裁は『說文』絞を注するに當たりこと」といふことに班志を徵引し、「許與班略異、而互相補正」（「又以八體試之」句下の注）といつてはいる。

(24) 後世、序文にその執筆の日附を書き添えることは普遍的な現象となるが、古くは稀である。『說文』絞以前にはひとり『呂氏春秋』序意篇を數えるにすぎない。『呂氏春秋』序意篇文頭の日附が、文中の「文信公」の名のりと相俟つて、『呂氏春秋』の完成を記念し、呂不韋の功績を稱えるための裝置となつてゐることは、上掲拙稿第五章に指摘した。なお、既述のように『呂氏春秋』序意篇は韻文でつづられてはいる。

(25) 志村上掲論文も、前半の散文部分と後半の韻文部分における許慎の姿勢の差異を指摘し、「許慎は散文の方においては、文字の原始を第一に説き、韻語の方においては第一に自著の立場をまずはつきりさせている」（四三二頁）としている。

(26) 「絞」「序」の用字のちがいについては、注(5)を参照。

(27) それぞれ太史公自序の「三子之王、文辭可觀、作三王世家第三十」「三王不同龜、四夷各異ト、然各以決吉凶、略闡其要、作龜策列傳第六十八」なるぐだりに對應する。なお、戸川芳郎氏は、龜策列傳の「太史公傳」のみは『史記』全篇を指し、その場合の「傳」とは列傳の「傳」

ではなく經傳の「傳」である可能性を指摘している（「史記の名稱—偶談の餘（2）」、「漢文教室」第一〇六號、一九七三年、二四一—二五頁）。ともあれ、「太史公之列傳」「太史公之傳」の兩者については疑問の餘地はあるまい。

(28) 褚少孫の事蹟については、余嘉錫「太史公書亡篇考」（『余嘉錫論學雜著』、中華書局、一九六三年、所收）十五「褚先生事蹟」に詳しい。

三王世家および龜策列傳の上引箇所の直前にそれぞれ「臣幸得以文學爲侍郎」「臣以通經術受業博士、治春秋、以高第爲郎、幸得宿衛、出入宮殿中十有餘年」とあるが、余氏によれば、褚少孫が郎中となつたのは宣帝の晩年、五鳳四年（前五四）ころのことであり、その十數年後に侍郎に遷つたとすれば、その時期は元帝期ということになる。

(29) 『史記離題（下）』（吉川弘文館、懷德堂文庫復刻叢書六、一九九三年）、二八九頁。董份の評は『史記評林』に見える。履軒はその「序略句」三字に傍點を附してはいる。池田四郎次郎『史記補注（下）』（明徳出版社、一九七五年）も董份、履軒の説を引き、「序略」を一句としている（五二〇頁）。また張大可『史記論贊解釋』（陝西人民出版社、一九八六年）も「序略」を一句とし、「太史公自序が全書の内容を概括することを指す」と解してはいる（四四六頁）。

(30) 王叔岷『史記斠證』（中央研究院歴史語言研究所專刊之七十八、一九八三年）、三四九八—三四九九頁。

(31) 王重民はその全體を五つの段落に分けている。それらはほぼ（一）總序、（二）目次および篇序、（三）篇次の意義づけ、（四）（一）の敷衍による著作意圖の説明、（五）先行諸家の敘説への批評ならびに本書の價值の宣揚とまとめることができる。その上で王氏は、（一）は『詩』大序に、（二）は『書序』や『詩』小序に、また（三）は『易』序卦傳にそれぞれ似ることを指摘している（『中國目錄學史』、『中國目錄學史論叢』、中華書局、一九八四年、所收、一〇頁）。ただし、（二）はより

直接的に『呂氏春秋』序意篇に由來する（池田知久「淮南子要略篇について」、『池田末利博士古稀記念東洋學論集』一九八〇年、四〇三頁、また同『淮南子 知の百科』講談社、一九八九年、三〇四頁）。該篇についての筆者の卑見は、上掲拙稿第一章ならびに第四章第二節、および拙稿「『淮南子』要略篇と書物」（『一松』第十四集、二〇〇〇年）に示した。

(32) 實をいえば、『淮南子』二十一篇中、要略篇を除く二十篇の名はすべて要略篇に見えるが、ひとり要略篇のみはその名が本書に見えず、成書時の命名に係るか否かを判断するすべがない。少なくとも上引の許慎の注は「要略」の名を前提としている。ところで、上引の許慎の注に「鴻烈之書」とあるが、高誘「淮南鴻烈解序」によれば、「鴻烈」とは劉向の校定を経る前の『淮南子』の舊名である。これをもって許慎が劉向の校定以前の舊本によつているとしてよければ、「要略」の名もまた前漢以來のものといえる。しかし単に舊名を雅としただけかもしれない、わからない。

(33) 「荀子」各篇の名はおおむね劉向「荀卿書錄」に初見し、それ以前にさかのぼることは難しいが、大略篇は本文冒頭に「大略」なる舊題をとどめており、事情が異なる。『荀子』一書には、後述の「序官」をはじめ、「某某之論」「某某之術」の「」とくしばしば標題めいた語があらわれれるが、これらは劉向の校定以前に存した舊題の名「」りと考えられており、「大略」もその一つである。「大略」二字下の楊倞の注にも「舉爲標首、所以起下文」とある。この種の語に對しては楊倞以来の指摘があるが、楊樹達、木村英一はこれらの舊題をそれぞれ二十八例、二十一例收集しており、重複を除けば二十九例にのぼる（楊樹達「古書疑義舉例續補」、國學整理社輯「古書字義用法叢刊」、世界書局、一九三六年、卷二「文中有標題例」條、また同「讀荀子小箋」、「積微居讀書記」、中華書局、一九六二年、所收、および木村英一「荀子三十二篇

の構成について」、「支那學」第八卷第一號、一九三五年、二七一二八頁）。そのうちの七例が『韓詩外傳』に互見する」とから、これらの舊題はおおむね前漢文景期には存在していたと考えられる。ただし、『韓詩外傳』に舊題を刊落する場合も二例ある（楊氏上掲「古書疑義舉例續補」卷二「文中有標題例」條）。

(34) 「略」といえばただちに劉歆の「七略」が想起されるが、章太炎『檢論』（『章氏叢書』所收）卷二「徵七略」はその書名を、
略者 封畛之正名。傳曰、天子經略。所以標別群書之際、其名實

（「略」とはもともと境界を意味する語である。『左傳』（昭公七年）に「天子略を經む」とある。それによって群書のさかいをしるしづけるものであつて、その名は實に的射ている。）

と解している。章氏によれば、「略」は本来「各」から聲を得た深喉音（見母）の語で、對轉して「疆」に通じるという（『文始』同上、卷五）。つとに段玉裁も「凡經界曰略」としていた（『說文解字注』田部「略」字下の注）。「略」が區分する意だとすれば、それは容易に條別する意に轉じ得よう。

(35) 王先謙『荀子集解』王制篇「序官」二字下の集解を参照。かく引用の對象となつてゐる點で、「序官」一例は總じてこの種の語を舊題と見なすべき重要な根據を提供する。なお、注（33）を參照。

(36) 「說文」爻部に「絞、次弟也」とある。また段玉裁の注に「古或假序爲之」という。

(37) 序卦篇題下の孔穎達等の正義には「孔子就上下二經、各序其相次之義、故謂之序卦焉」とする。

(38) 「序略」二字の解釋については「報任安書」との比較からも傍證が得られるが、繁冗となるため機會を改めて論じたい。

(39) もとより、褚少孫が「太史公之列傳」の名によつて指していたのは漢代における序文の體例

むしろ後半の序目部分であった。「列傳」「序略」はひとしく太史公自序の全體を覆うものではあるが、命名の由來が異なるのである。

(40) 翟灝が『論衡』は對作篇が序文であり、次の自紀一篇はといえば、附傳である」(黃暉『論衡校釋』、上海商務印書館、一九三五年、對作篇題下の校釋に引く)といふのは正鶴を射ている。「自紀」とは、該篇中に「充仕數不耦而徒著書自紀」と見え、おのれの思うところを書きとめる意である。

なお、「自敍」ということばについて考えるに當たっては揚雄「自序」の検討が缺かせないが、その性格には不明の點が多い。純粹な自傳なのか、それとも何らかの書物の序文をも兼ねていたのか、後者とすればそれはどのような書物か、あるいはまた「自序」それ自體が自選集のごときものであったのか(『漢書』藝文志諸子略儒家類に「揚雄所序三十八篇」が著錄されている)等々。これら揚雄「自序」をめぐる問題點については、嘉灝達男『漢書』揚雄傳所收「揚雄自序」をめぐって(『學林』第二十八・二十九號、一九九八年)に整理されている。

(41) もとより、篇序の累積からなる序文を「敍」と呼ぶことがまつたく行わなくなつたわけではない。ほかならぬ『漢書』敍傳がそうであり、また桓帝期の王符『潛夫論』敍錄もこの種の序文である。

(42) 「史記」孔子世家に「序書傳、上紀唐虞、下至秦繆、編次其事」とあるが、この「書傳」について、陳夢家は、それは必ずしも『尚書大傳』をいうとは限らず、司馬遷の目睹し利用した「書序」一般の資料であった可能性があるとしている(『尚書通論(增訂本)』、中華書局、一九八五年、二七五頁)。元來「傳」のうちに埋没していた「書序」が、その役割の變化に應じて「序」の名を獲得したのかもしれない。

(43) 同じく釋言語には「序、抒也。推抒其實也」とある。

附記 小論脱稿後、池田秀三「序在書後」説の再検討(『東方學報』京都)第七十三冊、二〇〇一年)が公刊された。漢代の序文について重要な指摘を含む論文だが、小論では利用することができなかつた。合わせて參照されたい。